

秋川体育館弓道場使用取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、秋川体育館弓道場（以下「弓道場」という。）において、安全な使用を図るため、使用者に関し、必要な基準を定めるものとする。

(弓道場使用証の交付)

第2条 弓道場を使用する者は、あきる野市教育委員会（以下「委員会」という。）から弓道場使用証（以下「使用証」）の交付を受けなければならない。

2 委員会は第3条の交付要件を確認し、使用証を交付する。

(弓道場使用証の交付要件)

第3条 使用証の交付を受ける要件は、(公益財団法人)全日本弓道連盟が認許する初段以上を保有する者でなければならない。

(弓道場使用証の提示)

第4条 弓道場を使用するときは、使用証を委員会に提示しなければならない。

(使用の制限)

第5条 弓道場を個人で使用する場合は、使用証を所有する者のみ使用可能とする。

ただし、使用証を所有していない個人の使用者(1級以下の無段者)は、使用証を所有している弐段以上の者が同伴すれば使用することを認める。

団体で使用する場合は、使用証を所有している弐段以上の者の管理下で使用することを認める。

(使用権の譲渡等禁止)

第6条 使用証の所有者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

施行日 令和3年11月1日